

高齢者の虐待防止に向けて

―地域ぐるみで高齢者やその家族を支える―

児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）と同様に、高齢者に対する虐待も全国的な問題となっています。平成18年4月1日に施行された「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」は、高齢者（65歳以上）が、家族など養護者または介護施設従事者（以下介護者など）によって行われる虐待を防止するために制定されました。

身体的虐待

- ・叩く、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる。
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える、抑制をする。

経済的虐待

- ・本人に日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。



心理的虐待

- ・本人の意思・利益に反して年金や預貯金を使用する、取り上げる。
- ・本人の自宅などを無断で売却する。
- ・排泄の失敗を冷笑したり、それを人前で話すなどして恥ずかしい思いをさせたりする。
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱する、子どものように扱う。
- ・意図的に無視をする。

介護・世話の放任・放棄

- ・入浴をさせず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている状態に陥らせる。
- ・食事や水分を十分に与えず、脱水状態や栄養失調の状態に陥らせる。
- ・室内にゴミを放置するなど、

性的虐待

- ・劣悪な環境で生活をさせる。
- ・必要とする介護・医療サービスを制限し、使わせない。
- ・失敗に対して懲罰的に裸にして放置する。
- ・わいせつな行為をする、わいせつな行為をさせる。

虐待が起こる背景にはさまざまな要因があります。高齢者との気持ちのすれ違いや適切な介護の方法が分からない、介護負担により疲労が生じるなど、さまざまなことの積み重ねが虐待を深刻化させてしまう可能性があります。また介護者などに自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族に遠慮したりすることから、周囲にはなかなか見えにくいものです。

しかし、近所の人の声掛け、見守り、介護サービスの利用などが虐待の深刻化を防ぎ、高齢者の人権や健康を守っていく大きな力になります。もし地域で気が付くことがありましたら、ひとりで抱え込まずに早めに相談しましょう。

〈相談・問い合わせ先〉

高齢者福祉課高齢者班（旭市地域包括支援センター）

☎62-5433

地区懇談会を開催します

～誰もが健康で安心・安全に暮らせるまちづくりについて市長と話そう～

市では「自立・共生・協働」を基本理念として、誰もが健康で安心・安全に暮らせる「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市「旭」」を目指してまちづくりに取り組んでいます。

そこで、市長が直接市民の皆さんと話し合う「地区懇談会」を開催し、地域の課題を聞くとともに、地域の将来や新しいまちづくりについての意見・提案をもらいます。

皆さんの参加がよりよいまちづくりを実現します。

【開催日程】

日 程	時 間	会 場
11月2日(火)	午後7時～9時 ※受け付けは開始30分前から	矢指小学校体育館
4日(木)		中央小学校体育館
5日(金)		飯岡保健センター多目的ホール
8日(月)		総合体育館サブアリーナ
9日(火)		海上公民館ホール
10日(水)		干潟公民館3階大会議室

※11月4日は、手話通訳者を配置します。

〈問い合わせ先〉

企画課企画調整班（☎62-5307）



▶ 昨年の懇談会の様子（干潟地域）